

## 県外在住高校生の保護者への知事メッセージ

政府は、5月6日までとなっていた全都道府県を対象とする緊急事態宣言を5月31日まで延長しました。これを踏まえ、福井県では、これまでの福井県緊急事態措置を5月20日まで延長することとしました。

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があります。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。そのためには、一人ひとりの心掛けが何より重要です。

日常生活の中で、「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることに繋がるものと考えています。

福井県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく県民行動指針において、①不要不急の外出や会合・会食の自粛、②感染防止対策の徹底、③3密の徹底的回避、④他県との往来の自粛などを定めています。この中で、「県外のみなさまに、不要不急の来県の自粛」を、「来県された方に、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分に注意していただき、不要不急の外出を控えるよう」お願いしております。

このため、県立・私立あわせて約700名の県外在住の高校生の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、相部屋生活による感染リスクを軽減するため、来県後に県内の寮、ホテル、青年の家等において、1部屋1人で2週間の生活を送っていただけるよう、県で宿泊施設を用意いたします。

学校においては、来県後の生徒に対する「心のケア」、および家庭学習を行うための学習資料や宿題・課題の提供について、十分にご留意いただきたいと思います。

こうした措置は、県内の感染拡大防止や新たなクラスターの発生リスクを避けるための一環として行うものであり、ぜひともご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和2年5月7日

福井県知事 杉本 達治